

## 国民健康保険料 夜間・休日納付相談

平日や昼間、仕事などで忙しい人は利用してください。

**夜間** 2月22日(月)・23日(火)・  
25日(木)・26日(金)  
いずれも19:30まで

**休日** 2月28日(日)  
10:00～15:00

**場** 保険収納課、保険課 (市役所本館1階)  
**TEL** 06-6992-1538、1532、1545

**注** 来庁時は、夜間休日受付出入口(正面玄関側)を利用してください。  
車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日受付出入口(正面玄関側)の前に設置していますが、駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。

現在、納期限までに納付している人との公平性・公正性を保つため、法令に基づき差し押さえ処分をより一層強化しています。  
保険料の滞納がある場合は早めに相談してください。

**問** 保険収納課 **TEL** 06-6992-1538

### 「ご存じですか」 固定資産税・都市計画税

#### 不動産を売買したとき

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)という現在に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。従って、1月2日以降に売買などで所有権を移転した場合も、1月1日現在の所有者が納税義務者です(建物を取り壊された場合も同様)。

不動産の売買契約の際に、固定資産税の一部を買主が負担する旨の契約を結ばれることがあります。これはあく

までもその売買契約に基づくもので、固定資産税の課税とは関係ありません。

このような契約に関連して、「固定資産税はいつからいつまでの税金なのか」という質問を受けることがあります。固定資産税はそういった規定はありません。

**問** 課税課土地係・家屋係  
**TEL** 06・6992・1474



### 所得税、個人市民税・ 府民税の障害者控除 (要介護認定者)

要介護認定を受けている65歳以上で、障害者または特別障害者に準ずる人は、所得税、個人市民税・府民税の障害者控除の対象になる場合がありますので、問い合わせてください。

障害者控除対象者認定申請書は、市ホームページよりダウンロードできます。

**注** 障害者手帳、療育手帳所持者は、申請する必要はありません。

**申・問** 高齢介護課  
**TEL** 06・6992・1610

### 第十回「戦没者等の遺族 に対する特別弔慰金」 の支給

戦後70周年にあたり、国が改めて戦没者等の遺族に対して、弔慰の意を表すため、特別弔慰金が支給されることとなりました。

前回(第八回・第九回)「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」を市で請求した市民の皆さんには、昨年夏ごろに案内を送付しています。

申請がまだの人は、早めに申請してください。

**注** 戦没者など死亡当時の遺族で、平成27年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による遺族年金などを受けている人(戦没者などの妻や父母など)がいない人



#### 支給の優先順位・人数

次の順番による先順位の遺族1人

① 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

② 戦没者などの子

③ 戦没者などの父母、孫、祖母、兄弟姉妹

**注** 戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなど要件を満たしているかどうかで、順位が入れ替わります。

④ ①～③以外で戦没者などの三親等内の親族(おい、めいなど)

**注** 戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限りません。

**内** 額面25万円、5年償還の記名国債

**請求期間** 平成30年4月2日(月)まで

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

**HP** <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000078440.html>

**申・問** 健康福祉部総務課  
**TEL** 06・6992・1570